

平成 2 5 年 第 1 回 定 例 会

総 務 常 任 委 員 会 会 議 録

(平成 2 5 年 3 月 6 日)

栄 町 議 会

# 総務常任委員会

## 議事日程

平成25年3月6日（水曜日）午後1時00分開会

事 件（1） 付託議案の審査

議案第3号 栄町任期付職員の採用に関する条例

### 出席委員（14名）

委員長	藤村 勉 君	副委員長	松島 一夫 君
委員	菅原 洋之 君	委員	鈴木 照夫 君
委員	大野 徹夫 君	委員	橋本 浩 君
委員	金島 秀夫 君	委員	染谷 茂樹 君
委員	山田 真幸 君	委員	野田 泰博 君
委員	高萩 初枝 君	委員	戸田 栄子 君
委員	大野 博 君	委員	大澤 義和 君

### 欠席委員

なし

### 出席委員外議員

なし

---

### 説明のため出席した者

総務課長 長崎 光男 君

---

### 出席議会事務局

事務局長 浅野 正治 君 書記 西城 猛 君

◎ 開 会

○委員長（藤村 勉君） ただいまから、総務常任委員会を開会いたします。

---

◎ 開 議

○委員長（藤村 勉君） 直ちに、本日の会議を開きます。

当委員会に付託されました案件は、議案第3号栄町任期付職員の採用に関する条例です。

お諮りします。議案第3号は、審査の必要から町執行部の出席を求めることにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長（藤村 勉君） 異議なしと認めます。よって町執行部の出席を求めることに決定いたしました。

〔説明員着席〕

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長におかれましては、ご出席をいただきありがとうございます。既に本会議において提案理由の説明を頂いておりますが、補足説明があればお願いします。長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 地方公共団体におきまして行政事情が地域主権改革などにみられますように地方分権の進展ですとか、地域住民ニーズの多様化により増加の一途でございます。その半面職員数を抑制するというのもございまして、正規職員を雇用して多様化する行政ニーズに答えていくということが、厳しい状況であることはご理解いただけるものと考えております。そうしたことから、今回一定の期間に限定した中で公務部内では得られいような人材を雇用することで行政の専門家ですとか、高度化への対応を計ってまいりたいと考えております。なお、この条例につきましては任期付職員法という法律が規定されてございます。そのなかで、条例で定めることにより任期付職員の採用が出来ますよとなっているところでございます。基本的には、この条例も任期付職員法の内容を条例化しているところでございます。ただ1点、町の状況を鑑みて法律では高度の専門的知識経験あるいは、優れた見識を持つ者という記載があり、これはいわゆる弁護士、公認会計士といったような方々の雇用も視野に入れている訳でございますが、私どもの町では、そこまでの業務内容は、今のところ考えられないということで、その点につきましては条例から除いてございます。それ以外はほとんど法律に基づいた内容を条例化しております。よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○委員長（藤村 勉君） 説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑はございませんか。野田委員。

○委員（野田泰博君） 前回の議会から今回にかけて、地域主権ということでいろいろな上位法が地方公共団体に移行されてきたと、この任期付職員の採用に関する条例というのは、任

期付職員法というのがあるのですか。その町版ということで以前、こちらに地域主権ということで下りてきた法律と同じような形で、今回、町に制定すると理解してよろしいですか。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） これは、地域主権改革以前の法律が成立しておりまして、最初は平成14年度に法律化されておりまして、その後、平成16年に一部改正がございまして現在に至っております。ですから、地域主権とはちょっと別の話だということです。

○委員長（藤村 勉君） 野田委員。

○委員（野田泰博君） 具体的に、退職されて専門的な知識に優れている人の能力を、もう1年、2年なり栄町として有効に使っていききたいという具体的な例があるから作ろうということなのですか。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 実は、再任用職員という制度は既に制度化されております。これは退職した職員あるいは、それに準じる職員を再雇用しようというものでございますが、これは、それに限定せずに民間で働く方々も採用出来るというような形でございます。いま、私どもが想定しておりますのは、土木関係で設計積算業務が非常に手薄な状況でございますので、まずはその辺をやっていききたい、将来的には法制実務能力のある方の一時的な採用というものも考えていきたい。あるいは、危機管理、防犯関係、これから、重要な役割を担うと思いますので、そういったところでも活用して行けるだろうと考えております。

○委員長（藤村 勉君） 他に質疑ございますか。大野委員。

○委員（大野徹夫君） 内容は分かりました。実際職員の平均年齢というのが高いと思うのですが、やはり新しい職員を採用して行かないと後を継ぐ人がいないと困るのではないのでしょうか。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） おっしゃる通りで栄町の平均年齢47～48歳なのです。千葉県内で見ると相当高い平均年齢になりますので、必要最小限になろうかと思っておりますが、正規職員も雇用して行かないといけないと思っております。

○委員長（藤村 勉君） 他にございますか。戸田委員。

○委員（戸田栄子君） 年齢の関係と、採用する場合の採用の仕方とか、たくさん応募があったりした時などの想定はどの様に考えておりますか。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 必要に応じて公募をかけて行こうと思っております。ただ、あくまでも職員という形で採用しますので、それなりの選抜試験的なものは実施していこうと思っております。年齢的なものについては、そこまで現在考えておりませんでした。それなりの年齢にはなろうかと思っております。

- 委員長（藤村 勉君） 染谷委員。
- 委員（染谷茂樹君） 例えば、一時的に採用して、それから本職員として採用するとか、育児休暇の問題だとかいろいろのっています、そういうこともありなのですか。
- 委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。
- 総務課長（長崎光男君） それは、想定されることだと思います。
- 委員長（藤村 勉君） 他にございますか。金島委員。
- 委員（金島秀夫君） 平たく言えば、中間採用という形で良いのですか。考え方としては。
- 委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。
- 総務課長（長崎光男君） はい。
- 委員長（藤村 勉君） 他にございますか。金島委員。
- 委員（金島秀夫君） 職員として見なされる訳ですけども、雇用は最終的には職員と全く同じような扱いなのですか。
- 委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。
- 総務課長（長崎光男君） この内容で採用する職員というのは、第2条、3条、4条にわかれておりまして任期付職員の中で大きく大別いたしますと、通常の一般的な任期付職員と言われる方と、短時間で雇用する任期付職員の2つに別れます。それぞれ処遇が多小変わっております、一般の任期付職員というのが、2条に書かれている内容の職員なのですけども、これと3条に掲げられる職員、法律で言うと4条職員という区分けになるのですが、この方々に関しては、ほとんど職員と同様の処遇になります。共済組合にも加入できますし、手当関係も支給されるという状況です。ただ、この中の4条に書かれている短時間勤務職員につきましては、週何時間という短時間の勤務形態を取りますので、扶養手当、住居手当、退職手当は支給されない、共済関係も加入出来ないという形になります。
- 委員長（藤村 勉君） 金島委員。
- 委員（金島秀夫君） 4月から雇用法が変わると思います。定年や雇用の問題が。そうした場合それと同じ様な体系をとるのかなと思ったりしたので、お聞きしました。任期付職員法というのは具体的にどういうものかわかりませんが、それに準じてやると、途中で雇用の問題がおかしくなってもそれは、捨てることは出来ないのですか。
- 委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。
- 総務課長（長崎光男君） 任期付と申しますのは、入ってから定年までずっと勤める職員ではございませんで、長くても5年以内です。通常ですと3年とかありまして、それを条例でもあるのですが、期間の延長、任期の特例の形をすると5年に出来るという制度でございます。ですから、その間はそれなりの身分保障もされるという形になってございます。
- 委員長（藤村 勉君） 他にございますか。大澤委員。
- 委員（大澤義和君） 任期付というのがついているので、その職員と契約する時に年数等

決めるのですか。あなたは任期2年ですよという。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 採用時にもそういった項目を入れて募集もかけますし、採用された段階で職員の辞令を交付するようになります。その中にそういった文言が記載されるのではないかと考えています。

○委員長（藤村 勉君） 大澤委員。

○委員（大澤義和君） 当然、職員として採用する訳ですから、現役場職員の中の人数に入る訳ですよ。例えばこの前の新聞で、人口による職員数で千葉県下で栄町が1番先に名前が出てくるような。栄町独自の消防関係とかあるのですが、こういう形で栄町なんて出られてしまうと、職員として採用する訳だから、当然その中の職員の数となる訳ですよ。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 継続的に勤務していただく方は、職員の中に入ります。ただ、任期付の短時間の方については、職員数としてはカウントしないという形です。私どもの町は確かに統計上で見ますと、相当高い職員数があると示されています。これから、正規職員を雇っていきまると、そのままの状況になってしまいますので、一時期そういったもので任期を変えながら対応していくしかないのかなと思っております。

○委員長（藤村 勉君） 他にございますか。橋本委員。

○委員（橋本 浩君） 任期付職員の採用一定期間というのは最大で5年間ということで、例えばその間、人物的にも優秀で業務の評価も高くってという人材がいた時に、正職員に移行していくとか、そういう制度というのは法律で規制があるのですか。そういうことは、想定していますか。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 法律的に規制されているというのは無いです。人物が非常に優秀で、今後職員として雇いたいということであれば、おそらく任命換という形になって正職員という形になろうかと思えます。

○委員長（藤村 勉君） 他にございますか。染谷委員。

○委員（染谷茂樹君） いま、働いている人達はこの議案が通ってから横異動してくるといふ人は想定されますか。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） それは無いと思います。定年退職された方であれば、再任用の関係の条例で年金受給までの間のつなぎで、再雇用というのはあろうかと思いますが。

○委員長（藤村 勉君） 他にございますか。染谷委員。

○委員（染谷茂樹君） いま、受付にいる人だとかそういう方たちはこれとは、また、別の扱いになるのですか。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） いまのところ、受付等やっただいている方は、日々雇用職員という位置づけでございます。他の自治体の実例などを見ても、今後はもうちょっと違うようなものであれば、雇っているような。印西市などは、かなりこの制度を活用しているようでございますので、私どもも、もしかするとそういったものは、検討していく必要があるかとは思っています。

○委員長（藤村 勉君） 他にございますか。松島委員。

○委員（松島一夫君） ここのは、2種類の方がいらっしゃると理解していいのですか。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 大別しますと2種類になろうかと思えます。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 2条に専門的な知識経験を有する者を選考によって任期を定めて採用することが出来るということですね。3条の人は2条とは別個の人ということですかね。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 別個の方です。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 3条の場合は専門的な知識、経験は無くても良いということなのか。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 2条でいう程の専門的な知識は無くても大丈夫という形です。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 2条では、職員は選考によって採用するのですが、3条はただ採用するのですよね。この違いは何ですか。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） 実際は、3条の職員についても競争試験または、選考によって選ぶようにはなるのですが、条例上にはありませんが、採用にあたってはそういう扱いになると考えております。

○委員長（藤村 勉君） 松島委員。

○委員（松島一夫君） 3条では、この採用することが出来る(1)(2)と。この1と2にあたる場合は職員を採用することが出来るということですね。2項は任期を定めて任用される職員以外の職員というのは、いわゆる一般の職員ですね。その任期を定めて任用される以外の職員、一般の職員がこの上の仕事をやった時の穴埋めで別の職員を採用することが出来るというように、この2項は読んでいいのですか。

○委員長（藤村 勉君） 長崎総務課長。

○総務課長（長崎光男君） その通りでございます。非常にわかりにくい条文なのですが、おっしゃる通りでございます。

○委員長（藤村 勉君） 他にございますか。これにて質疑を終わります。

これより議案第3号に対し、委員各位から討論を含めたご意見をいただきます。

〔「なし」の声あり〕

これにて委員各位からの意見・討論を終わります。これより、議案第3号を採決いたします。議案第3号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

挙手全員。よって、議案第3号栄町任期付職員の採用に関する条例は原案のとおり可決すべきと決定いたしました。

---

## ◎ 閉 会

○委員長（藤村 勉君） 以上で総務常任委員会に付託された案件の審査は終了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告書の作成は、委員長に一任願います。

○委員長（藤村 勉君） 本日の会議を閉じます。

以上をもちまして、総務常任委員会を延会といたします。ご苦労さまでございました。

午後1時25分 閉会

---

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成25年4月25日

総務常任委員会

委員長 藤村 勉